

宗教上の理由による輸血拒否に対する対応

当院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血(※1)」の方針に基づき、以下のように対応いたします。

- ① 当院では、いかなる場合においても「相対的無輸血」治療を施行します。
- ② 宗教上の理由で輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否はいたしません。
- ③ エホバの証人の信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血(※2)」治療に同意する文書には署名いたしません。
- ④ 「相対的無輸血」治療に同意いただけるように努めますが、最終的に同意を得られない場合は、他院での治療をお勧めします。
- ⑤ 出血性ショックなどによる瀕死の病態で、輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合は、手術同意書や輸血同意書が得られない場合でも救命のための手術や輸血療法を実施いたします。

地方独立行政法人 くらて病院長

(※1)相対的無輸血：患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

(※2)絶対的無輸血：患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。